

景観形成方針に則して良好な景観形成を誘導していくため、各地区における建築行為等は、以下に示す景観形成基準に則して行われることが求められます。

<景観形成地区>

対象・事項		森林地区	里山地区	一般市街地地区
建築物及び工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること 		
	外観	<ul style="list-style-type: none"> ■形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 屋外階段、バルコニーなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること ■色彩 <ul style="list-style-type: none"> 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること ■材料 <ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること 		
	緑化			<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界においては、緑化に努めること
	地上に設置する太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと 		

<景観形成地区 続き②>

対象・事項		森林地区	里山地区	一般市街地地区
建築物及び工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 		<ul style="list-style-type: none"> 社寺、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること
		<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあつては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること 		
開発行為	緑化修景	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
		<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと 		
	擁壁の造成 法面・	<ul style="list-style-type: none"> 法面の造成、擁壁の築造にあつては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 		

<景観形成地区 続き③>

対象・事項		森林地区	里山地区	一般市街地地区
集積又は貯蔵 屋外における物品の	集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること 		
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること 		
土地の区画形質の変更	緑化修景	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に行われる観光振興の為の施設整備や災害防止・安全確保の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、自然環境の保全を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の利便を図る観点からの公共公益施設の整備や農業振興上の観点から行う以外の土地の区画形質の変更は、最小限に留め、田園環境の保全を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
		<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更が行われた際には、周辺環境との調和を図るための緑化修景を行うこと 		
	法面・擁壁の造成	<ul style="list-style-type: none"> 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 		
木材の伐採	伐採の方法	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の保全・育成を基本として、周辺の森林などの景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とすること 伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努めること 		

<重点景観形成地区>

対象・事項		大月駅周辺地区	猿橋周辺地区																					
建築物及び工作物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に活かすように配慮すること 																						
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、建築物などの本体及び周辺の景観との調和に配慮すること 屋外階段、ベランダなどの建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物などの本体との調和に配慮すること 																						
	外観	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は下記の表のとおりとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色は除くこと 使用する色数は、少なくなるよう努めること アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑えること <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> <th style="width: 50%;">色相</th> <th style="width: 50%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR (橙)系</td> <td>6以下</td> <td>YR (橙)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤)、Y (黄)系</td> <td>6以下</td> <td>R (赤)、Y (黄)系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下</td> <td>上記以外</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	色相	彩度	YR (橙)系	6以下	YR (橙)系	5以下	R (赤)、Y (黄)系	6以下	R (赤)、Y (黄)系	4以下	上記以外	4以下	上記以外	4以下	無彩色	—	無彩色	—
			色相	彩度	色相	彩度																		
		YR (橙)系	6以下	YR (橙)系	5以下																			
	R (赤)、Y (黄)系	6以下	R (赤)、Y (黄)系	4以下																				
上記以外	4以下	上記以外	4以下																					
無彩色	—	無彩色	—																					
屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色彩とすること 太陽光発電設備等を屋根に設置する場合、パネル等の色彩を屋根と調和するように配慮すること 																							
材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺との調和に配慮した材料を使用すること 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること 																							
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内においては、緑化に努めること 敷地境界においては、緑化に努めること 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること 																							

<重点景観形成地区 続き>

対象・事項		大月駅周辺地区	猿橋周辺地区
建築物及び工作物	地上に設置する太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光電池モジュールの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、モジュール及びフレームは低反射で模様が目立たないものを使用すること 周辺住民及び環境に配慮し、威圧感や存在感が軽減されるよう植栽及びフェンス等で目隠しを行うこと 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 優れた景観を有する山岳の稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること 社寺、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態意匠、色彩及び材料について配慮すること 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあつては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること 	
開発行為	緑化修景	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと 	
	法面・擁壁の造成	<ul style="list-style-type: none"> 法面の造成、擁壁の築造にあつては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 	
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 積み上げにあつては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること 	
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること 	
土地の区画形質の変更	緑化修景	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと 	
	法面・擁壁の造成	<ul style="list-style-type: none"> 法面の造成、擁壁の築造にあつては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 	

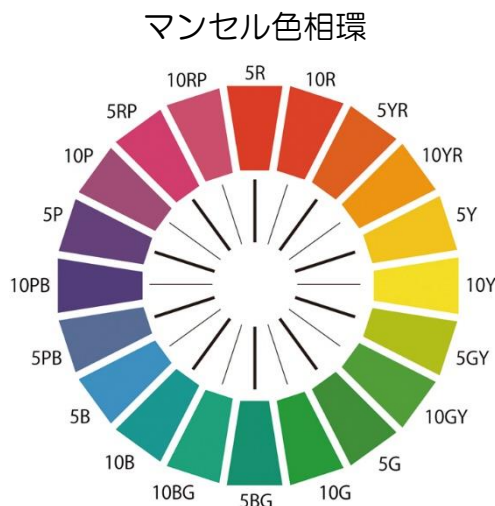
【参考】マンセル表色系とは

- マンセル表色表とは、色を定量的に表す体系である表色系の一つで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現するものです。
- 日本では、JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されており、{マンセル値} という記号で色彩が特定されるものになります。

色相：赤、黄、緑、青等「色あい」

明度：色の明るさ

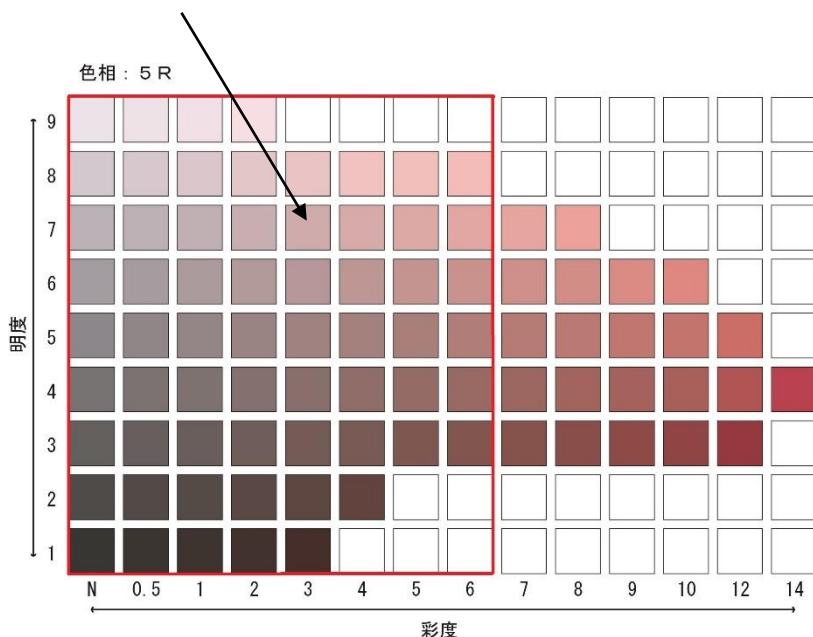
彩度：色の鮮やかさ



＜マンセル値の読み方＞

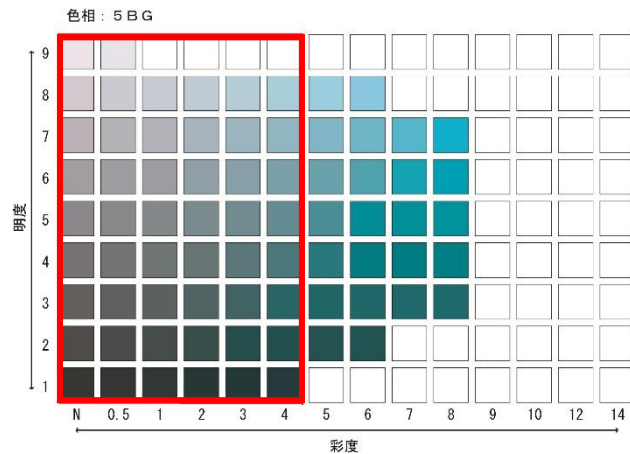
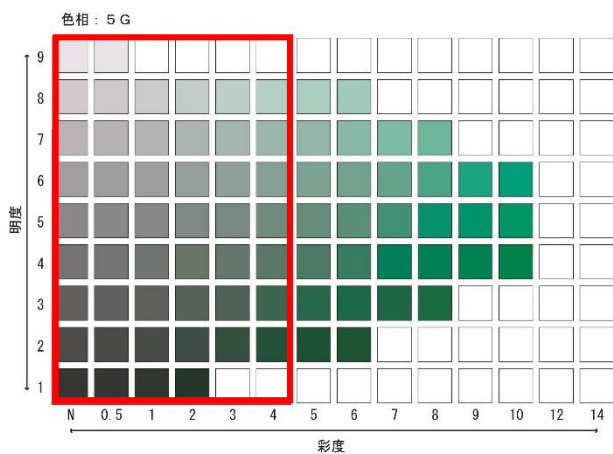
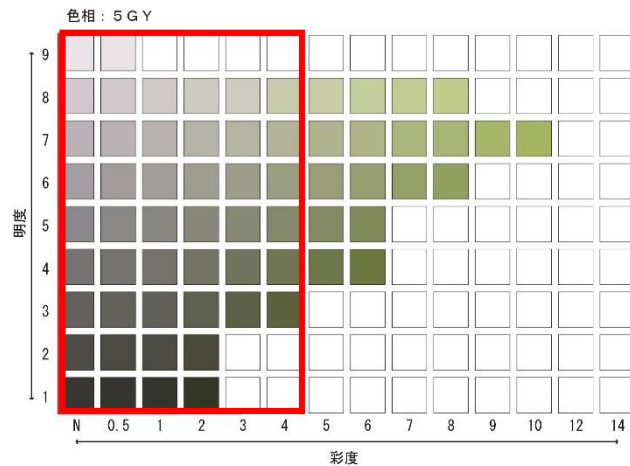
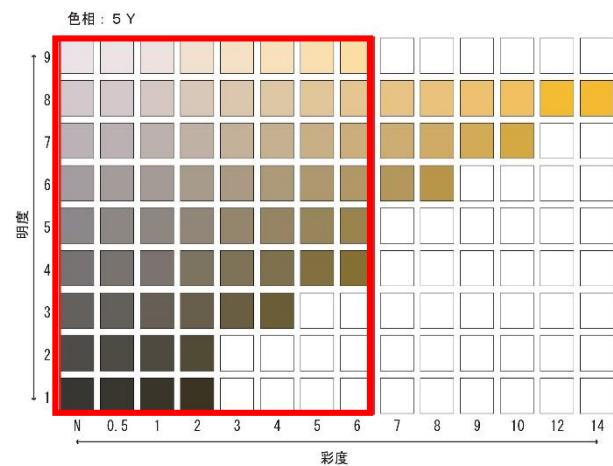
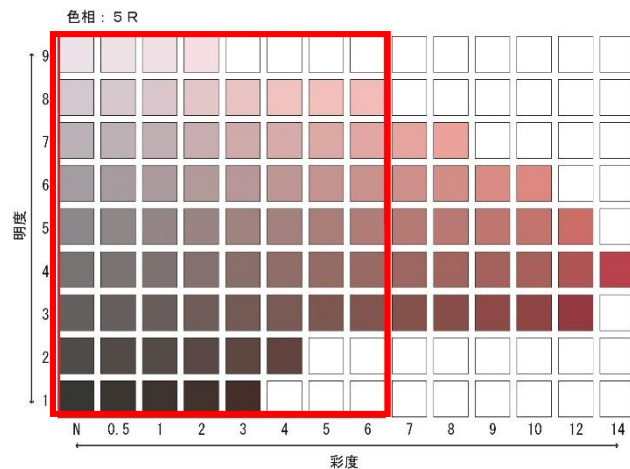
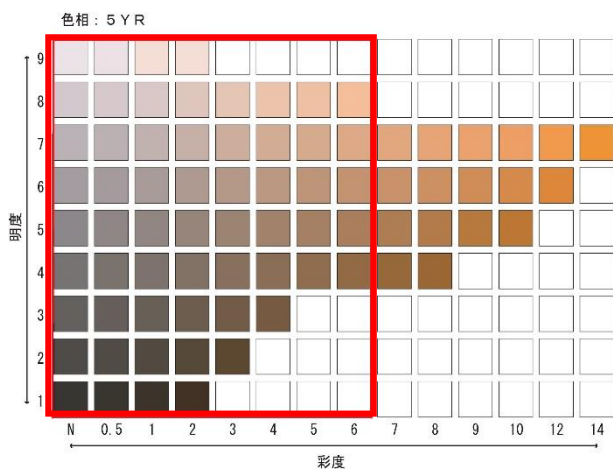
「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性で表記する

5R 7 / 3
 (色相) (明度) (彩度)

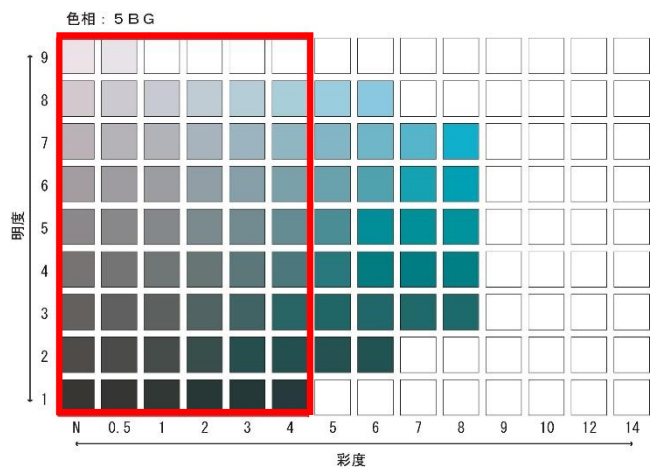
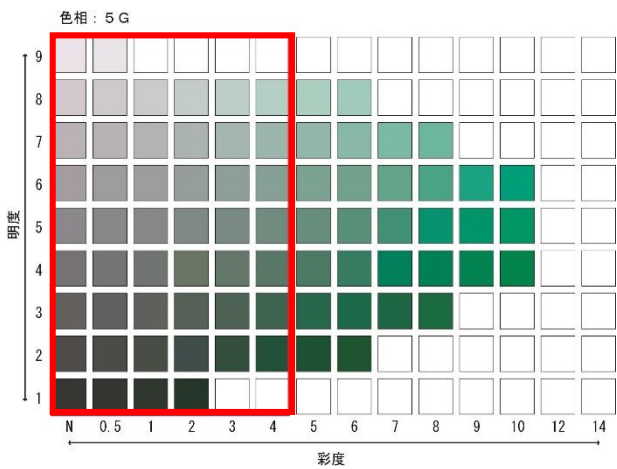
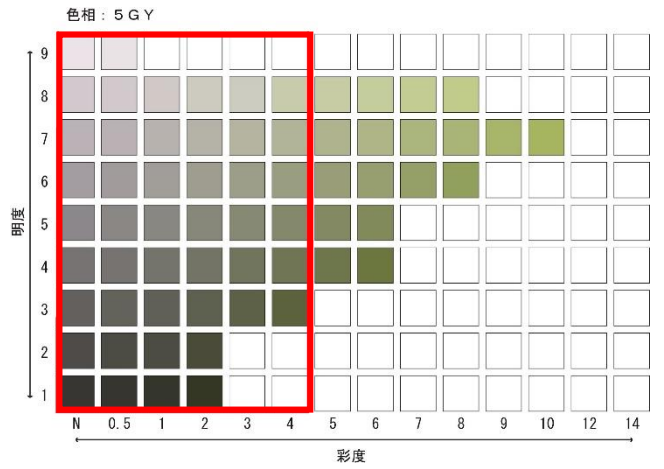
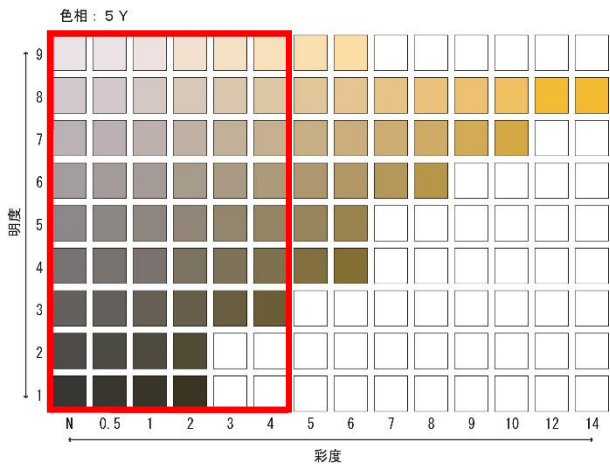
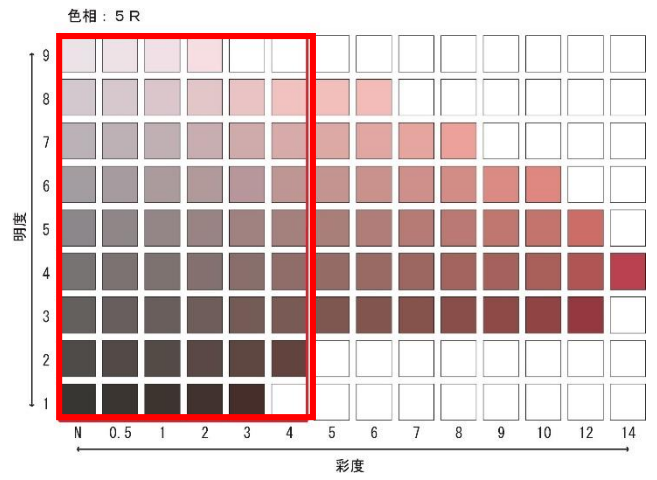
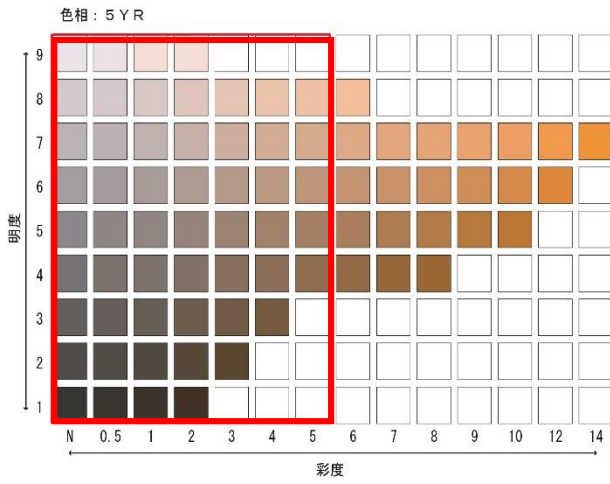


【参考】カラーチャート及び制限の範囲の提示例

【大月駅周辺地区（景観重点形成地区）】



【猿橋周辺地区（景観重点形成地区）】



【お問い合わせ先】

大月市役所 産業建設部 地域整備課

〒401-0015 山梨県大月市大月町花咲1608-19

TEL 0554-20-1855 FAX 0554-20-1533

E-mail chiiki-19206@city.otsuki.lg.jp